

第3回 江南市中小企業振興基本条例 検討委員会 会議録

●日 時 令和元年5月27日(月) 午後2時～午後2時45分

●場 所 市役所3階 第3委員会室

●出席委員 7名 (敬称略・順不同)

中部大学経営情報学部教授	森岡 孝文
江南商工会議所事務局長	遠藤 和幸
株式会社林商店代表取締役	林 康雄
森永乳業株式会社中京工場長	八木 幸男
	(代理 福田 篤司)
江南金融協会会長	阪井 忍
愛知県経済産業局産業部産業政策課主幹	羽田野朗弘
江南市経済環境部長	武田 篤司

●事務局

商工観光課長	山田 順一
主査	大西ゆりや
主任	西村 高幸

●傍聴者数 2人

●配付資料

- ・「江南市中小企業振興基本条例(素案)の考え方」に関するパブリックコメントの結果について(案)
- ・江南市中小企業振興基本条例(素案)の考え方
- ・江南市中小企業振興基本条例(案)
- ・今後の進め方について(案)

●参考資料

- ・江南市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱
- ・江南市市民参加条例

開会(午後2時)

1. 委員長あいさつ

《傍聴人入室》

2. 議事(1)パブリックコメントの結果及び回答案について

事務局

江南市中小企業振興基本条例（素案）の考え方を、市役所・各支所・商工会議所に設置及び市ホームページで公表し、広く市民の方より意見をいただきました。意見の募集期間は4月15日から5月14日までで、意見を提出された方は6名いらっしゃいました。意見の件数といたしましては、11件ございました。

【パブリックコメントにて提出された意見11件の市の考え方を朗読】

委員

No.1。地域循環型の表現の中には、周辺地域も含まれるとのこと。地域は市内と限定されていないので、この市の考え方が当然だと思う。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.2。地域の貢献度が高い企業を優先させてほしいとの意見。市の考え方は、優先権を与えることはないとの考え。貢献した企業に優先するとの考え方はちょっと言い過ぎな感じがする。できるだけ公平に機会を与えていただきたいと考える。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.3。機会を与えるということで、受注をするということは次の行為に結びつくことなので、機会を与えて、選択してもらえないと、受注を押し付けてしまう印象がある。この市の考え方が妥当と思う。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.4。市の考え方が妥当だと考えます。

【異議なく、原案通りで承認】

事務局

No.5につきましては、市の考え方として、小規模企業振興基本法を参考に検討するとしてあります。具体的には、「責務」との表現を「努力等」に。文末の「努めなければならない」との表現を「努めるものとする」に変更したらどうかを思います。委員の皆様のご意見をいただきたく存じます。

委員

中小企業団体の役割、大企業の役割、金融機関の役割とあって、努めるものとする

るとの表現については役割としてある。市の責務、中小企業者の責務は「努めなければならない」との強い表現となっている。

責務を役割ではなく、努力とするという意見ということか。

委員

市が条例の主体者である。市が直接関わっているので、市は責務にすべきであると思う。ただし中小企業者の方にすべきであると強い表現にするのはいかがなものかと、との意見であると理解する。一方的に言うべきものではなくて、努力してほしいと弱めの表現にしないといけないと考える。

パブリックコメントで役割にしてほしい。という意見が出ているが、小規模企業振興基本法では「努力等」という表現となっている。努力目標という表現の方がいいのではないかと考える。役割の方は1999年の中小企業基本法の改正の中では中小企業者の役割との表現がある。この江南市中小企業振興基本条例のなかでは、役割との表現よりは努力してもらいたいとの考えから、解釈は責務と役割の間になるような、努力等という表現にしたらどうか。責務では強すぎるし、役割では弱いな。それで市の方では努力等の方にした方がいいのかなとの提案だと思う。

それと、小規模企業振興基本法は中小企業に関する施策の中で一番新しい法となる。それにのっとり修正された方がいいのではないかと考えます。変更は妥当ではないかと思えます。

委員

No.5は市の考え方を「努力等」に変更する内容の回答で。条例の案も中小企業者の「責務」から「努力等」へ。文末をすべて「努めなければならない」を、「努めるものとする」に変更で良い。

【異議なく、修正で承認】

委員

No.6。金融機関の役割というカテゴリーである。指摘された内容は金融機関の役割ではない。市の考え方でよいと思う。

【異議なく、原案通りで承認】

委員長

No.7。義務や責務という表現よりは、個人的には、市が具体的に取り組む内容を措置と表現しているとの考えで良い。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.8。検討する会議を設置するとなっているが。

事務局

会議を設置する予定です。後ほど、今後のスケジュールについての議題の際にもお伝えします。

委員

原案のとおりで良いと思う。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.9。「努めるものとする」との表現で妥当と思う。

委員

妥当と思う。財政措置をとるためには、議会の議決も必要である。

委員

市の考え方で良いと思う。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.10。1963年に中小企業基本法が制定されて、1999年に改正中小企業基本法ができ、2013年に再構築をした。これは小規模企業者のことを改正中小企業基本法が見落としていたから焦点を当てようとしたため。これは焦点を当てているということなので、中小企業基本法の中には小規模企業者のことは入っている。なので、市の考え方はこのような表現で良いかと思う。

現実的には特に焦点を当てることは必要とのことで小規模企業振興基本法ができたが、内容は中小企業ということで同じ。焦点の当て方の問題なので、ここでは、この市の考え方で良いと思う。

条例の定義の中でも、小規模企業者や小規模事業者との区分をのせてある、市の方でもその認識していると考ええる。

【異議なく、原案通りで承認】

委員

No.11。学校との連携ということですね。これは施策の推進にかかる措置で定める中小企業振興施策を検討する会議で検討するとの市の考え方だが、条例に基づいて、施策が検討される。施策の具体的なことは、会議で検討すべき。その会議で例えば起業家の教育やインターンシップを推進するような施策を検討されていくかたちになるのではないか。そのように考えるので、条例の中には含まずに、このままでいいのではないか。

委員

それぞれの責務や役割の中で、教育関係が条例の中に入っていないが、今後施策を検討する会議の中で検討して欲しい。

委員

実際学校の項目を追加しようとした場合、他も追加しないといけないのかといった話になる。条例は筋道を立て、方向性を作るもの。具体的な施策を検討する会議で検討するかたちでいいのではないか。

委員

この市の考え方でよいと思う。

【異議なく、原案通りで承認】

(2) 江南市中小企業振興基本条例（案）について

事務局

それでは、江南市中小企業振興基本条例の案を各委員の皆様にお示ししたいと思います。本日検討していただいた内容も加味されております。事務局の方で、今から皆様に案をお配りいたします。

【江南市中小企業振興基本条例（案）を配布】

事務局

今お配りした案の2ページ目の条文第5条のところでは、中小企業者の「責務」とありましたところ、「努力等」に変更させていただきました。また、第1項から第3項の文末「努めなければならない」を「努めるものとする」に変更させていただきました。

今委員の皆様にご検討していただいた条例の素案を、案とさせていただきます。委員の皆様のご協力の下、条例案としてまとめることができました。ありがとうございます。

(3) 今後の進め方（案）について

事務局

今回の検討委員会にて、条例案の最終決定を行いました。それに伴い、パブリックコメントでいただいた意見の回答を公表する手続きに入ります。その後、9月の定例会に条例案を上程し、議決を受け、10月より条例施行という予定です。

条例施行後は、条例案の第11条（1）に基づいて、中小企業振興施策を検討する会議を設置するために、会議設置要綱等を作成します。

要綱作成後、会議では市の目指すべき方向性や目標等を検討し、江南市中小企業等に対するビジョンを作成し、その後、具体的な施策の検討をしてまいります。

なお、この会議に参加していただくメンバーにつきましては、今後検討し、設置要綱で定めていく予定です。以上で今後の進め方について説明を終わります。

委員

ビジョンを検討する会議とのことだが、最終的にどのタイミングでビジョンができる予定であるか。

事務局

今年2回会議を行う予定であります。回数も未定です。これから進めていく中で今の段階では何とか年度内でビジョンや方向性ができればいいと考えております。最終的には施策等の検討であったり、予算であったり、そういったところは来年度中にかけて検討していく必要があると考えております。時期につきましてはあくまで予定となっております。再来年度の当初予算に間に合うようなスケジュールでいけたら良いと考えております。それには既存の予算や施策の見直しも必要となるかもしれません。十分に検証して進めていきたいと考えております。

委員

県も条例があって、それに基づいてビジョンというものを作っているが、その経過期間が2020年までとなっております。今年度と来年度をかけて、その次のビジョンを準備している。来年度中に作られるのであれば、県の考え方を来年度は示せる状況であると考えている。

委員長

意見も尽きたようなので、議事を終了させていただきます。事務局におかれましては、今回出たご意見をまとめ、条例案として条例策定に向けてくださるよう、よろしくお願いいたします。

1月より開催されました検討委員会も今回の第3回を持ちまして、閉会となります。委員の皆様のご協力のもと、無事に会を進められたことに感謝申し上げます。これをもちまして、会の取りまわしを事務局へお返しします。

3. その他

事務局

委員長につきましては、長期間わたり委員長の立場で会を取りまとめていただき、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、ご意見をたくさんいただいたことで、条例案がより良いものになりましたこと、本当にありがとうございました。委員の皆様が検討して下さった条例案をまとめ、条例が制定された後、その条例が江南市の中小企業の振興につながるように、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも様々な形で、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。これをもちまして、第3回江南市中小企業振興基本条例検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会（午後2時45分）

江南市中小企業振興基本条例（案）

江南市は、濃尾平野の北部、木曾川の南岸に位置し、古来より人々が集い生活を営み、多くの戦国武将を育み、活躍した地域です。

産業では、明治時代に養蚕が盛んになり、絹織物産業が行われるようになりました。戦後、高級カーテンなどの室内装飾織物の分野では、全国から高い評価を得ています。絹織物産業だけでなく様々な業種の企業が互いに支え合い、成長をとげてきました。

こうしたなかで、市内の事業所の大半を占める中小企業者は、様々な団体等と連携し多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしてきました。

近年、経済の国際化が急速に進んだことによる企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化など、中小企業を取り巻く環境は激変してきました。そのうえ、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継などの課題が、深刻になっています。

人も地域も生き生きとし、賑わいと魅力あふれる江南市であり続けるためには、地域循環型経済を活性化させ、多様で活力ある自立的発展を継続していくことが重要です。そのためにも、改めて小規模企業者、小規模事業者を含む中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを認識すると共に、市民・企業・行政の総力を結集させ、豊かな市民生活の実現と中小企業の振興を図るために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、市、中小企業者等の責務や役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下、「中小企業振興施策」という。）の基本事項を定める事により、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規

定するもの（小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項に規定する小規模企業者及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者を含む。）であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。。

- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営むもので、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 中小企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民が中小企業の果たすべき役割の重要性を理解し協力して行われること。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の実態の的確な把握に努めると共に、中小企業振興施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、地域内の中小企業の受注機会の増大に努めなければならない。

（中小企業者の努力等）

第 5 条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応する

ため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会へ貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（中小企業団体の役割）

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画策定支援等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことなど、中小企業に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第9条 市民は、中小企業振興施策が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業者の創造及び新技術開発を促進すること。
- (3) 中小企業者の資金調達を円滑化すること。
- (4) 中小企業者の産学官連携を促進すること。
- (5) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (6) 中小企業者の事業承継を支援すること。
- (7) 創業を促進すること。
- (8) 中小企業振興施策等の情報を周知すること。

(施策の推進に係る措置)

第11条 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者、中小企業団体、市民等から意見を聴取し、中小企業振興施策を検討する会議を設置し、施策等を検討する。
- (2) 中小企業の状況を把握し、前号に規定する会議での検討内容を踏まえ、中小企業振興施策の適時見直し等を行い、その結果を公表する。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。